

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第13回）

議事録

日時：平成30年5月8日（火曜日）10：00～11：00

場所：経済産業省別館1階108会議室

議題

- ・ 整合規格案の確認について

議事内容

○遠藤課長補佐　　では、ただいまより産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第13回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、審議に先立ちまして、ワーキンググループの委員の交代をご紹介させていただきたいと思います。今回より関東職業能力開発大学校校長・渡邊様にご参画いただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊委員　　今回から参加させていただきます関東職業能力開発大学校の渡邊と申します。本職は1年前に着任しまして、その前まで職業能力開発総合大学校の電気設備ユニットに参加しておりました。現在もその兼任をしておりますが、本委員会で勉強しながらやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○遠藤課長補佐　　また、N I T Eの吉津委員の後任で古田様にご参画いただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古田委員　　N I T Eの古田でございます。4月に異動に伴いまして委員をご指名いただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○遠藤課長補佐　　それでは、以後の議事進行につきましては、従来どおり三木座長にお願ひしたいと思います。では、三木座長、よろしくお願ひいたします。

○三木座長　　おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をお願いします。

○遠藤課長補佐 持丸委員より事前にご欠席のご連絡をいただいております。また、三浦委員にあらましましては、少し遅れるというご連絡をいただいております。現在、10名の委員に出席いただいているところでございます。

○三木座長 欠席がお1人ということで、定足数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（三宅） では、i P a dの画面をご確認ください。まず、議事次第です。次に、資料1、ワーキンググループ委員名簿です。次に、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」です。続きまして、資料2別添1、整合規格（案）の一覧です。今回はご確認ください J I S、12規格の一覧表でございます。資料2別添2といたしまして、規格の概要です。続きまして、資料3、解釈改正案。これらの規格案を別表第十二に採用した場合の仕上がり案となっております。それから、資料4—1から4—12までは整合確認書ということで、それぞれの規格についての技術基準省令の条文ごとに J I Sの規格等の該当箇所を書き出した対比表でございます。

以上です。皆様、i P a d資料等に不具合等ございませんでしょうか。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。前回、1月に行いました第12回ワーキングでは、6規格の J I S等についてご確認ください、現在、パブコメを終了し、採用の手段中とのことです。

本日は、電気脱水機や家庭用電気治療器などの12規格の J I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格（案）の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（中井） 今回、12規格について整合規格としてよろしいかご確認くださいと考えております。初めに、資料2をごらんください。

1の概要ですが、今までどおり迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるために、既に採用済みの J I Sの最新版への見直しなどを行ってまいります。

2の改正の内容ですが、改正する規格数は、採用済みの J I Sをより新しい版の I E C規格に準拠した J I Sに置きかえるものが5規格、未採用の J I Sを新たに採用するもの

が2規格、採用済みのJ I Sをより新しい版のJ I Sに置きかえるものが5規格となります。

3の今後のスケジュールですが、会議終了後、速やかに5月上旬から30日間パブリックコメントを行いまして、7月以降に改正及び施行を行う予定です。ただし書きがありますが、今までどおり施行から3年間は、なお置きかえる前のJ I S規格によることができるものとして、猶予期間を設けたい旨を記載しています。

続いて、資料の別添1をごらんください。こちらが本日ご審議いただく12規格の一覧となります。

次に、資料2の別添2をごらんください。こちらが本日ご審議いただく規格の概要なのですが、前回、前倒しで説明させていただきましたので、本日は省略させていただきます。

続いて、資料3をごらんください。本日のご審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となります。水色の網かけ部分については、今回のご審議によって新たに加わる予定の規格となります。

説明は以上となります。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問などございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めてまいります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（中井） 初めに、お手元の資料4―1をごらんください。電気脱水機の整合確認書になります。整合確認書の概要については、従前の説明と同じように、非該当の部分を中心に説明させていただきます。

資料4―1の10ページになります。十五条3項の始動、再始動及び停止による危害の防止の停止に関してです。こちらを非該当としております。一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えております。

続いて、ページをめくっていただきまして、12ページから14ページなのですが、二十条です。電気脱水機は長期使用安全表示制度の対象製品でして、二十条3号のみ該当、

そして二十条1号、2号、4号については非該当としています。

電気脱水機については以上です。

続いて、資料4—2です。マッサージ器になります。こちらも非該当の部分を説明させていただきます。

12ページをご確認ください。二十条については、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、全て非該当とさせていただきます。

マッサージ器は、非常に少ないのですが、以上になります。

○三木座長 何かご意見等ございますか。

○青柳委員 電気脱水機の10ページで、第十五条3項を非該当としたのですが、「不意な停止によって人体に危害を及ぼし」というところで、ただ停止するだけではたしかに危害は及ばないと思うのですが、開けて、中に手を突っ込んだりしてしまった場合には危害が及ぶ可能性もあると思うのですけれども、ふたを開けた状況に関する規定はありますか。

○事務局（中井） 十五条3項は本当に停止することについての危険だけになりまして、おっしゃられたような、開けた時に指などに危害が加わるのではないかということについては別の箇条があります。2ページの第三条1項の20.102の蓋又はドアが閉じているときに限り機器を動作させることができるようインタロックしなければならない旨や、7ページの十一条第1項20.104のモータの動作中に運動部に触れることが可能であってはならない旨の規定があります。

○青柳委員 わかりました。

○三木座長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。

○三木座長 他にございますでしょうか。——引き続きお願いできますか。

○事務局（中井） 続いて、資料4—3の渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項の整合規格です。

10ページをごらんください。十五条第1項を非該当としております。不意な停止に関する条項なのですけれども、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えております。

続いて、13ページです。二十条第1号から第4号までなのですけれども、渦流スパ、渦流浴槽機器については、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないため、非該当としています。それ以外は該当となっております。

以上です。

○三木座長　　今の説明は資料4—3の内容でしたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

○三木座長　　よろしければ、次は資料4ですかね。よろしいでしょうか。

○遠藤課長補佐　　続きまして、一覧表、4番のJIS C 9335-2-102、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—102部：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項でございます。対象となっているのは、いわゆる石油ファンヒーターの類いが適用範囲に含まれているものでございます。

資料4—4の整合確認書になりますが、従前どおり、主に非該当となったときについて説明させていただきますと、11ページ目まで飛びます。二十条の長期使用製品安全表示制度による表示についてですが、これは指定された5品目には該当しないということですので、二十条の4つの号については非該当となります。それ以外のものにつきましては、規格の中にそれぞれ技術基準省令の要求事項に該当する項目がございまして、全て該当ということで、したがって、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、ご意見ございますでしょうか。——特にないようですので、次に進みたいと思います。それでは、よろしくをお願いします。

○遠藤課長補佐　　一覧表の5番目から9番目の5規格についてですが、これらはいわゆる家庭用治療器と呼んでいるものでございまして、整合確認書につきましても内容は同じとなっておりますので、まとめて説明させていただきたいと思います。

まず、前回のワーキングにおきましてご指摘を受けておりました点、宿題につきまして説明させていただきまして、その後、整合確認書について説明させていただきたいと思っております。

まず、前回のワーキングにおきまして、こういった家庭用医療機器につきましては、電磁波の生体影響を考慮しなくてよいのかというご指摘をいただいております。そういった電磁波の生体影響につきましては、国際的な集まり、ICNIRPにおきましてガイドラインが出ておりますところ、これとの整合性を考えなくてよいのかというご指摘です。これにつきまして、原案作成団体でありますホームヘルス機器協会等を通じまして、いろい

る確認させていただきました。

まず、こういった家庭用医療機器は、俗に薬機法と呼んでおりますけれども、正式には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律といわれる法律、従前は薬事法と呼んでいた法律によって規制を受けている物品でございます。この薬機法の立付けの上におきましては、指定管理医療機器と分類されているものでございます。規制といたしましては、製造、販売に当たりましては、事前に薬機法の登録認証機関の認証を受ける必要があるというものでございます。そういった第三者機関のお墨つきをとった上で、初めて製造、販売ができるという性格のものでございます。

そういった第三者機関である登録認証機関の認証を受けるための基準が事前に公になっておりまして、個々の医療機器ごとにそういった基準は公表されております。C部門とは別途、そういった医療機器分野のJISが制定されております。それらのJISにつきましては、JIS CではなくてTで始まる規格が用意されております。そういった薬機法に基づく登録認証機関の認証を受ける際には、こういったT部門のJISを引用して認証していくというルールになっております。

一方で、家庭用医療機器につきましては、そういった医療機器としての側面に加えまして、一般家庭で用いられるということから、家電的な性格ももっております。そのため、例えば家庭用電気磁気治療器のケースで申しますと、医療機器の側面につきましてはJIS T 2006、一方で、家電としての安全性につきましてはJIS C 9335-2-210が制定されており、それぞれを判断基準として認証を行うという仕組みになっております。

例えば電気磁気治療器の場合ですと、生体影響という点に関しましてはJIS T 2006の規格に定められておりまして、5.1項に具体的に最大磁束密度の基準値を35ミリテスラ以上180ミリテスラ以下と定められております。これらの数値につきまして、厚生労働省から一般的なガイドラインが出ているというものではなくて、個々の機器につきまして効用と安全性を両天秤にかけた上でそういった基準値を個々の機器について設定しているというものでございます。

国内的にICNIRPのガイドラインにつきましては、総務省様から電波利用における人体への防護指針として、電波防護指針というものの中に取り込まれて反映されているわけですが、厚生労働省が管轄しております家庭用医療機器につきましては、やはりある程度強い電磁波等を利用して医療効果を期待するという部分がございますので、一律にこういったICNIRPのガイドライン、あるいは総務省様の電波防護指針を守ってい

くものではなく、個々の機器で個別に数値が定められているというものでございます。

簡単にいいますと、そのようにそもそも総務省様が出している防護指針の対象外となっております医療機器でございまして、個別の安全性につきましては、一応、厚生労働省様で基準値を検討されている、考慮された上で第三者機関における認証の基準として公表されているということから、必ずしも I C N I R P のガイドラインを絶対的に死守すべきものではないという性格のものであることをご了解いただきたいと思います。とっております。

I C N I R P の関係性についての宿題は以上でございます。

あと、そもそも国際規格がないのは、海外で使用されていないということかというご指摘をもう1ついただいております。確認しましたところ、国際規格にできるほど海外ではそんなに使われてはいないものであるということは確認しました。一方で、国内で生産したこういった家庭用医療機器は一部海外に輸出もあるということですので、必ずしも使われていないものではない。だから、日本の場合は、こういった家庭用医療機器について第三者機関の認証をとるためのそういった基準はあるけれども、海外の場合につきましては、少なくとも国際規格になるほど市場が大きいものではないということだと思われるところでございます。

前回ワーキングでいただきました宿題につきましては以上でございますけれども、何かご不明な点等がございますか。

では、続きまして整合確認書の説明に移りたいと思います。5規格全て整合確認書の構造は同じ部分でございまして、資料4—5、水電解器につきまして代表例といたしまして説明させていただきます。

資料4—5の9ページをごらんください。技術基準省令第十五条第3項でございまして。電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼさないという要求事項でございまして。医療機器につきましては、不意な停止によって人体に影響を及ぼすような要素がないと一般的に考えられますので、第十五条第3項につきましては非該当と扱わせていただいております。

続きまして、12ページでございまして。技術基準省令第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示についてですが、これらの今回お諮りいたします家庭用医療機器につきましては、全てそういった長期使用製品安全表示制度の対象ではございませんので、第二十条の4つの号につきましては、全て非該当と扱わせていただいております。

簡単ですが、整合確認書の説明については以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見などございますか。
資料4—5から資料4—9までです。

○三浦委員　　こちらの写真が載っているほうの5番について教えてください。

○三木座長　　資料2の別添2ですね。

○三浦委員　　水電解器の写真がありますよね。品名だから、これで決まっていることなので、変えてほしいという意味ではないのですが、どうして電気用品名がこれだけは医療用物質生成器となっているのでしょうか。物質というのは、何をつくる生成器なのですか。例えば下の6番は、例えば家庭用低周波の治療器だったり、医療用で使うにしても、超短波の治療器だったりとか、電位治療器だったり、治療にかかわることなのだというのがすぐわかるのですが、医療用物質を生成するという範囲がわかりません。医療用物質生成器という範囲を教えてください。

○遠藤課長補佐　　一般的に電安法の定義では、イオン水とか……

○三浦委員　　アルカリとか……

○遠藤課長補佐　　そういったものを生成させるものと扱っております。たしか範囲等解釈の通達に詳細については書いてあります。

○三浦委員　　「医療用」というのは医療に使うものという意味なのですか。医療的な効果が期待されるから「医療用」とついているのですか。アルカリとかに分離して生成するのがあるのは、売っていますし、もちろんわかるのですが。

○遠藤課長補佐　　例として挙げましたイオンについて、何でも医療用と認めてよいのかといいますと、例えばアルカリイオン水につきましては、厚生労働省様でそういった治療機器としての効用を一応認めているものでございまして、厚生労働省が所管する医療機器の中でも、病院とかで使うものではなくて、家庭で用いて、簡便な扱いなのだけれども、今のところ、日本の国内の薬事法では一定の効果が認められているものの物質を生成する機器という意味でして、何でもかんでも物質生成器を対象としているものではないということはお確かです。

○三浦委員　　薬機法に基づいているということですか。

○遠藤課長補佐　　ここでいう医療用物質というのは、そういうことです。

○三浦委員　　わかりました。結構です。ありがとうございました。

○三木座長　　他にございませんか。——先ほどご説明ありましたけれども、資料4—5から資料4—9までは、非該当のところは全部同じところですね。

○遠藤課長補佐 はい。

○三木座長 よろしいでしょうか。――ありがとうございました。

それでは、次にまいります。次は、資料4―10です。よろしくお願いします。

○事務局（三宅） 続きまして、10番目のライティングチェーンの規格ですが、これは資料2の別添2の写真のような、クリスマスツリーの飾りのようなタイプの照明器具の規格です。

11番目のロープライトの規格は、新規に制定された規格ですが、以前は10番目のライティングチェーンの規格の範囲にありましたが、IECの規格が改正されて、ロープライトのみの規格として独立したために、JISも同様に独立して制定されたものです。ロープライトというのは、絶縁性で透光性のパイプやチューブの中に入ったライティングチェーンと。資料2別添2にあるような、チューブの中に入ったようなタイプというものです。

資料4―10をごらんください。こちらも非該当の部分は十五条と二十条の部分なのですが、15ページをご確認ください。始動、再始動及び停止による危害の防止についての部分ですが、ライティングチェーンは不意な始動、再始動等により人体に危害を及ぼすおそれがないため、非該当といたしました。

次に、18ページが二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分ですが、ライティングチェーンは長期使用製品安全表示の対象の品目ではないため、非該当でございます。

その他の部分は、全て技術基準省令を満たす規格と判断いたしました。

同じく、資料4―11のロープライトについても、非該当の部分、規格全般について似通っている部分があるのですが、同じく16ページの第十五条の部分、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分については非該当。

18ページ以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示部分についても非該当としております。

資料4―10と資料4―11については以上でございます。

○三木座長 何かご意見等ございますでしょうか。

○三浦委員 また全然違う話で申しわけないのですが、チューブそのものの素材について何か規定はないのですか。これは新しいものなので、ロープになっているチューブそのものは、これ以上のものの何々とか、そういう規定みたいなものはあるのですか。なぜかというと、安い素材で簡単につくられてしまったりすると、これは装飾用でいろいろ使われるもので、家庭パーティーの時とか、ぐるぐる巻きつけたりとか、庭にやったりとか、

いろいろなことをすると思うのですけれども、割と家庭でも使われる可能性があるものなので、素材とかは何を使ってもいいのかなと気になったのです。直接電気のこととは関係ないかもしれませんが。

○事務局（三宅） チューブ自体の基準ですよね。

○三浦委員 いわゆる電飾、クリスマス電球といわれているロープライトなども、過去に偽装でSマークをとられて、安全を謳ってインチキのSマーク粗悪品が売られてしまった経緯があり事故が起こったことがあるのです。そのため、ゆゆしきことであるというのがクリスマス電球ではあったので、こういうものは割と安くでき結構みんなが使ってしまっているものなので、そういう規格がないのか疑問だったのです。今回、わざわざIECで分けて規格化しているのなら、国際規格で、素材等のルールがあるのか気になったので、もしわかれば教えていただきたい。

○三木座長 チューブの素材ですね。

○三浦委員 事故が結構起こったりすると思うので、絶縁性とか、いろいろなことはあるのでしょうか、今でなくてもいいです。

○事務局（三宅） 宿題にさせていただきます。

○三浦委員 個人的に気になるから聞いただけのことであって、すみません。

○三木座長 他によろしいですか。——それでは、最後なのですけれども、資料4—12に移りたいと思います。

○事務局（三宅） 続きまして、12番、JIS C 62368-1、オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部：安全性要求事項について説明させていただきます。資料4—12をごらんください。この規格は、JIS C 6065、オーディオ・ビデオ及び類似の電子機器の対応国際規格であるIEC 60065とJIS C 6950-1情報技術機器の対応国際規格でありますIEC 60950-1の将来的な後継規格として発行されましたIEC 62368-1の整合JISでございます。

適用範囲は、定格電圧が600ボルト以下のオーディオ・ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電子機器の安全性について規定するものです。

電気用品名については、資料2別添2にもありますとおり、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他音響機器、電子楽器、電子用遊戯機器、直流電源装置、複写機等、電動タイプライター、文書細断機及び電動裁断など、多数の電気用品に関連するものです。

非該当の部分は、1点のみでございまして、最後の43ページから始まります44ページ、二十条の長期使用製品安全表示の部分ですけれども、第1号から第3号までは扇風機、換

気扇、電気冷房機、電気洗濯機でございますが、これには該当しないため、非該当。第4号のテレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）の部分については適用範囲に含まれておりますので、該当となっております。

非該当の部分は、二十条の第1号から3号までとなっております。

簡単ですが、以上です。

○三木座長　ありがとうございます。ご質問、あるいはご意見等ございますか。――よろしいですか。ご意見ありがとうございました。

それでは、今回提出のありました整合規格案につきましては、1つ質問がありましたけれども、整合規格案とは直接関係がありませんので、一応、本日のものは審査基準に適合しておりまして、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思えます。

本日本日予定の議題につきましては以上でありまして、随分早く終了しそうですけれども、そのほか何か皆様からございますか。どうぞ。

○梶屋委員　1点だけよろしいですか。今後のスケジュールで、パブリックコメントが5月下旬開始予定、それから30日間で、改正は7月以降の予定という表現がされているのですけれども、これは具体的に7月以降というのはいつごろか、めどは立ちますか。

実は私、国際関係の仕事をずっとやっている関係上、海外メーカーから日本はとにかくIEC62368に準拠した規格の導入が遅過ぎるということで、参入の障壁になっておりまして、一刻も早くとにかくプッシュしてもらえないかと、海外メーカーから結構問い合わせがありますので、特に最後のIEC62368の関係なのですけれども、J I S化が正規に採用される時期を非常に高い関心をもって私はみているのです。もしわかれば、これは別に今すぐということでも結構ですので、もしいつから正式に発行しますということがわかれば、ぜひ個別にでも教えていただきたいというのが私のお願いです。

○事務局（三宅）　あくまで予定ですが、宿題等を返して了解いただいた後、パブリックコメントを30日間行いまして、その意見を踏まえて省内の手續に約1週間から2週間という形なので、まず、パブリックコメントが終わった段階でまた情報提供をさせていただきますと思います。

○梶屋委員　特に急いではおりません。淡々と進めていただければいいことなのですが、海外からそういう問い合わせが結構あるものですから、いつまで待ってくれと返事をするためです。

○事務局（三宅） 当方にもこの関係で問い合わせはあります。

○梶屋委員 結構です。ありがとうございます。

○遠藤課長補佐 どうしてもパブリックコメントは1ヵ月というルールがありますので、そこがネックになっていて、すみません。

○梶屋委員 今年の夏ぐらいだといっておけば、無難ですかね。ありがとうございます。

○三木座長 その他よろしいでしょうか。では、事務局から連絡をお願いします。

○事務局（三宅） 次回のワーキングですが、8月ごろに開催させていただきたいと思
います。日程調整はまた後日させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○三木座長 それでは、以上をもちまして、第13回の電気用品整合規格検討ワーキング
グループを終了します。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201